

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付する。

記

1 電子調達システムの利用

本調達は、「電子調達システム」(<https://www.geps.go.jp/>)を利用した応札及び入開札手続きにより実施するものとする。

ただし、「紙」による入札書等の提出も可とする。

2 競争入札に付する事項

- | | |
|-----------------|-------------------------------------|
| (1) 件名 | 入退室管理システム等設置工事 |
| (2) 特質等 | 仕様書のとおり |
| (3) 契約期間 | 契約締結の日～令和2年3月31日 |
| (4) 審査証明書等の受領期限 | 令和2年2月3日(月)17時00分 |
| (5) 入札書の受領期限 | 令和2年2月4日(火)11時00分 |
| (6) 開札の日時及び場所 | 令和2年2月4日(火)15時00分
沖繩国税事務所 1階 入札室 |
- (7) 上記(4)から(6)については、電子調達システムにおいて障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

3 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和元・2年(平成31・32年)度の財務省沖繩地区競争参加資格審査において、業種区分「電気工事」で、等級が「B」又は「C」に格付けされている者であること。
若しくは、令和元、2、3年(平成31・32・33年)度財務省競争参加資格(全省庁統一資格)において、業種区分が「物品の販売」で「C」又は「D」の等級に格付けされ、九州・沖繩地区の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる等、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (5) 下記5の説明を受けない者は、入札に参加できないものとする。
- (6) 官庁(国の全ての機関)から、指名停止又は一般競争参加資格停止若しくは営業停止(以下「指名停止等」という。)を受けている期間に該当しない者であること。なお、指名停止等を受けている者が法人の本店・支店・営業所等のいずれかであっても本競争入札の参加資格はない。
- (7) その他の条件については、下記5で説明する。

4 契約条項を示す場所

沖繩県那覇市旭町9番地 沖繩国税総合庁舎
沖繩国税事務所 5階 会計課営繕係

5 入札説明書等の交付日時及び場所

- (1) 日時 令和2年1月22日(水)～令和2年1月29日(水) 9時～12時、13時～17時
※ただし、「行政機関の休日に関する法律」に定める休日を除く。
- (2) 場所 沖繩国税事務所 5階 会計課営繕係

6 入札保証金に関する事項

全額免除する。

7 入札金額の内訳書について

入札参加者は入札書とともに入札金額の内訳を記載した書類(以下「内訳書」という。)を提出すること。

8 入札の無効

- (1) 本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 内訳書の提出がない場合及び内訳書の内容に不備があった場合には、入札を無効とする。

9 入札方法について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

11 工事成績評定

本工事において、請負金額が500万円を超える場合は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条に規定する工事成績評定対象案件となる。工事成績評定については、完成検査を実施した時に評定を行い、評定結果を請負者に対して工事成績評定通知により通知する。

以上公告する。

令和2年1月22日

支出負担行為担当官
沖繩国税事務所総務担当次長 山下 尚志